

私学振興施策のための財源の確保に関する意見書

私立高等学校等(高等学校、中学校、小学校及び幼稚園)は、建学の精神と独自の教育理念のもと、新しい時代に対応した特色ある教育を展開しており、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立高等学校等の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面しており、少子化による生徒等数の大幅な減少等は、その存続をも大きく揺るがしている。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、個性化、多様化という時代の要請に応え得るとともに、健全な発展が可能となるものである。

このため、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減はもとより、私立高等学校等の経営の健全性を高めるため、国による一層の財政的支援が強く求められる。

よって、国におかれては、私立高等学校等における教育の重要性と厳しい経営環境を認識され、私学振興施策のための財源の確保について十分配慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 河野洋平様 |
| 参議院議長 | 江田五月様 |
| 内閣総理大臣 | 福田康夫様 |
| 総務大臣 | 増田寛也様 |
| 財務大臣 | 額賀福志郎様 |
| 文部科学大臣 | 渡海紀三朗様 |